

昭33年8月30日



第106号

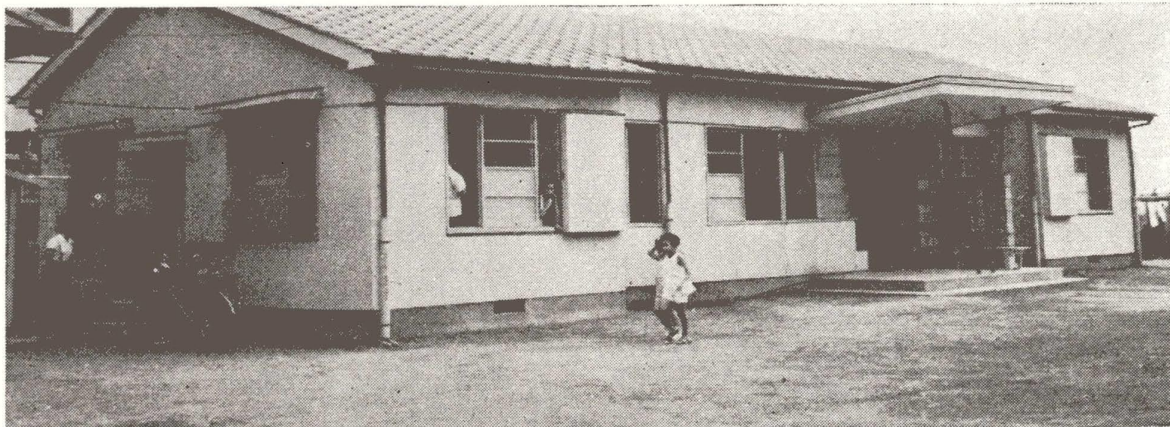
区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
長谷川 久 勇
編集
総務課総務係
電話代表 { 0151
3111

足立区千住2の55
株式 巧文社(織田)
会社
電話 1165、1166

(写真は健全の家全景と同内部)



……明るい健全の家の子供達……

8月18日に落成式

現在区内に家庭的に恵まれない子供達は数百名いるといわれます。これらの子供達が不良化しないように健全な青少年に育てたいという目的で作られた健全の家は画期的なものとして話題を呼びました。この健全の家は七月に完成しその月の十八日に選ばれた十一人の子供達が入寮しており、一ヶ月後の八月十八日落成式が行なわれました。

この機会に現況を皆さんに紹介しますと、この健全の家は千住弥生町三五番地、教育会館の裏にあつて建坪四二坪木造平家モルタル仕上の美しい建物です。

ここに男子七名、女子四名の寮児と寮長保母等四人の職員が起居を共にしており、朝六時の起床から夜九時の就寝まで勉強の時間、掃除の時間、自由時間等を定めて規則正しくのびのびと暮らしています。

炊事なども自主的に行なわれ近く自治会をつくらうという動きもあります。

子供達には暗さなどみじんもなく明るく元気で驚ろかされます。

社会からの関心も強く、この家に寄せられる慰問品も多く又毎月第二月曜日に理髪奉仕をする床屋さんや、医療奉仕を申し出るお医者さんもいます。最近或る会社から百万円の寄付があり、これをもとに拡張計画も進められています。

足立区の紋章

一般から募集

9月末日まで

区では次の要領で足立区にふさわしい紋章を一般から募集することになりました。ふるつて素晴らしい作品をおよせ下さい。

○内容

創意による考案で足立区をあらわす図案

○応募資格

足立区民および区内在勤者

九月一日から二等陸海空士自衛官の募集が始まります。簡単に手続が済みますから区役所または近くの出張所に印鑑を持参しておいで下さい。

応募要領は次のとおり
一、募集人員
陸上 約九、二七〇名
海上 約三七〇名
航空 約一、七〇〇名
二、応募資格
満十八才以上二十五才未満の男子で中学卒業程度の学力ある者
三、受付期間

自衛官の募集

9月1日から10月10日まで

四、試験
九月一日と十月十日
十月二十八、九日のどちらか一日足立区産業振興館で中学卒業程度の学力について行方筆記試験、と身体検査、口述試験を行います。

五、採用
陸上 一月上旬
海上 一月上旬
航空 一月上旬
陸海空 月下旬

張所又は区役所総務課にお問い合わせ下さい。

○用紙

に限りません。

○規格その他

図案は一辺(長辺)又は直径四種の大きさで、ほかに書き方の説明図をつけること。

○送付先

九月一日と十月十日

四、試験

十月二十八、九日のどちらか一日足立区産業振興館で中学卒業程度の学力について行方筆記試験、と身体検査、口述試験を行います。

五、採用
陸上 一月上旬
海上 一月上旬
航空 一月上旬
陸海空 月下旬

張所又は区役所総務課にお問い合わせ下さい。

千住一丁目五〇

足立区役所総務課

締切 九月末日(当日消印有効)

審査 専門家に委嘱し区の機関を経て決定

発表 十一月三日

賞品 入選一点賞金一万円

佳作数点 二千元

応募上の注意

一 応募用紙裏面に住所又は勤務先、氏名、職業を記入のこと

二 図案はインク又は墨で書くこと

三 応募作品は返却しません

四 当選図案の著作権は足立区に属します

五 応募点数に制限はありません、但し用紙は一案一枚とします

台風十一号の罹災中小企業者に緊急五〇万円融資

過般の台風十一号による罹災中小企業者に緊急的にその事業の復旧に必要な緊急融資を行います。
条件は一企業五〇万円以内、返還は三ヶ月据置き後分割又は一時払い、期間は一年、利率銀行では日歩二銭七厘以内、信用金庫三銭二厘以内、受付は九月十日まで区内指定の金融機関で行ないます。
詳しいことは〇三一一一五区役所経済課商工係にお問い合わせ下さい。

体育館をご利用下さい

毎週水週日は開放日

去る五月盛大な落成式を挙げて皆さんにお目見得した足立区体育館は、次のように使用料もきまり皆さんのご利用をお待ちしております。又一般の人に広く利用していただくため毎週水曜日を開放しております、どなたでも自由に卓球、バドミントン、バスケット等の競技にご利用できます。このほかの日で開放されていないときも準開放日として利用することができます。

一般の使用料

区分	午前		午後	夜間	昼間	午後	全日
	9~12時	12.30~4.30	4.30~	5~9時	9~12.30	12.30~9	午前9時~午後9時
入場料を徴収しない場合	1.000円	1.500円	3.000円	2.000円	3.600円	4.400円	
入場料を徴収する場合	3.000円	4.500円	9.000円	6.000円	10.800円	13.200円	

(但し土曜と日曜等の休日のときは2割増)

開放日の使用料 (毎週水曜日に限る)

区分	午前	午後	夜間
	9時~12時	1時~4時	5時~8時30
一般(大学生を含む)	40円	40円	40円
児童生徒	20円	20円	20円

(註) 以上の使用料のほかマイク、体育器具を使用する場合は器具使用料が加算されます。

生業資金をお貸しします

一世帯五万円まで

区では銀行や信用金庫などからお金を借りることができない人に独立して生活をたてるのに必要な資金として総額四七二万円を一世帯五万円の範囲内で貸付けすることにしました。
貸付をうけられる人………
生活保護をうけているか、又はうけるうれいのある人でこの資金を借りることによつて生活保護をうけなくてもすむ状態にある者で
(1)区内に一年以上住んでいる人
(2)おもにこの貸付金による職業で生活をたてること
(3)事業計画が具体的、実際的
(4)既に生業資金を借りた人は元利金を返済していること
(5)以上の条件を備えた人で資金を借りたい人には一世帯五万円までを四年以内日歩二銭五厘で貸付けます。
申込受付 九月四日から九月十三日まで
区役所民生課、梅島支所庶務課で申請書の交付、受付又は相談に応じます。

区政の話

国民健康保険のはなし

(その2)

前回は、(一)保険により病気になるつら共同資金で充分な治療を受けることができること。(二)国民健康保険の対象となる人々。(三)国民健康保険制度の移り変り等についてのお話ししました。

今回は国民健康保険の仕組みについてあらましをお話ししたいと思います。

保険者は……

保険という以上まず保険者がいなくてはなりません。法律では保険者を原則として「市町村および特別区」と定めています。

従つて足立区でこの保険を実施すると足立区が保険者となりますから一般的にみてもつとも安心で確実なものといえます。被保険者は……

次に被保険者ですが、これはいうまでもなく区民の皆さんです。区内に住所をもつ者は、すべてこの保険の被保険者となると法律に定められています。

ただし

一、既に健康保険とかその他の社会保険に加入しているもの。

二、生活保護法による保護を受けているもの

などはこの保険から除かれることになっています。

保険給付にはどんなものがあるか……

保険給付というと大変わかりにくいと思いますが、法律的な解釈は別として、わかりやすくいうと被保険者に病気とか負傷とかの保険事故が発生して医者にかゝつたとき、保険者が被保険者のために後にのべるように医療費の一部を負担すること、これを保険給付というのです。

逆に被保険者の立場からみれば保険に入っていることによつて受けられる利益ということとです。

もつともこういう利益は受けない方が家庭の幸福ですが、それでは被保険者はどんな利益が受けられるでしょうか……

療養の給付、助産給付そして葬祭給付の三つがあります。これを簡単に説明しましょう。

一、療養の給付

病気や負傷で医者にかかった場合、その治療費の半額を保険者が負担します。

ですから被保険者は実際には残りの半額を医者に支払えばよいこととなります。

そしてこの治療費とはどんなものを指すかという次のような場合の経費をいいます。

1 診療

2 薬剤またはガーゼ繃帯などの治療材料

3 処置、手術その他の手当 (処置は繃帯をかえる、薬を塗る、注射をする、洗滌をするなどのことで、手当は電気療法、マツサージ、レントゲン治療などをいいます。)

4 病院又は診療所への収容

5 看護

6 移送

などに要する治療費について必要と認められた場合に限り半額を負担することになっています。二、助産の給付と葬祭の給付これらは区の条例の定めるところによつて一定の給付をすることになっています。保険料は資力に応じて負担する……

国民健康保険は病気になつたら共同の資金で治療を受けられるようにする制度だと前にいいましたが、共同の資金というのがつまり保険料にあたるわけですね。

この保険料が疾病や負傷した人の治療費の半額をうけもつ、つまり療養の給付やその他助産給付、葬祭給付をする場合の原動力になるのです。

もちろん、保険料だけでこの大きな事業の経費すべてをまかなえるものではありません。そのためには国でも都でもまた区でも相当多額のお金を支出してこれを経営していくのです。

実施の時期……

さて、それでは国民健康保険は何時から実施されるのかという問題です。

これについては現在のところ「何月何日から」とはつきり言えないのを大変残念に思います。

その事情はこうなのです。東京都の二十三区がそろつて国民健康保険を実施するためには、その前にどうしてもや

つてもらわなければならぬ法律の改正がのび／＼になつていくからです。しかし法律改正案もこの九月か十月頃予定されている臨時国会で議決されるのが大体間違いないようです。そうなる、その後の準備事務に要する期間を考慮合わせ大体来年度には実施の運びになるのではないかと考えられます。

むすび

以上二回にわたつて国民健康保険のあらましをお話ししました。

いづれ実施に入る前には説明会を開いたり、説明書をお配りしたりして、もつとくわしいお話しをして十分ご納得をいただくつもりです。なお実施にあつてもう一度詳しく調査をする必要があり、いろいろご協力をお願いする節はよろしく願ひいたします。

自転車の盗難予防に警察署で防犯登録

今年四月の地方税法の改正で自転車法が廃止され、区役所で行なつていた自転車の登録の必要がなくなり、したが、それにかわつて警察署では自転車の盗難防止のため登録制度を九月一日から実施することになりました。

登録は次のように行ないますから印鑑と手数料二十円を持つてお出で下さい。

(千住警察署管内) 九月六日から十月十二日までの毎週土、日曜日(但し土曜日雨天のときは月曜日、日曜日雨天の際は火曜日に順延) 緑町区営グラウンド、千住四丁目児童遊園、千住公園、太郎山公園の四ヶ所で行ないます(西新井警察署管内)

九月十五日 四中、十四中
十八日 宮城小、九中
二十一日 江北小、淵江小
二十四日 児童会館横
花畑小
二十七日 本木八幡神社
弘道小
二十九日 東淵江小、五中

足立区の人口

8月1日現在で配給台帳に登録されている人口は下表のとおりです()は前月比△は減(消費世帯、生産世帯を含む)

世帯数	人口	
	総人数	男女
85.630 (522)	370.314 (1.716)	190.081 (827) 180.233 (889)